

市民の皆さんからのご意見を「パブリックコメント情報」

「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針平成29年改訂版（案）」にご意見を

市では、「公共施設の使用料設定に当たっての基本方針平成29年改訂版（案）」について、市民の皆さんからのご意見を募集しています。皆さんから頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

- 意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方
- 募集期間 3月15日（水）～4月14日（金）
- 閲覧場所 市役所3階企画政策課窓口・1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、各コミュニティセンター（市ホームページでも閲覧可）
- 意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上、任意の様式で、〒252-8566座間市役所企画政策課宛てに郵送（必着）、ファクスまたは直接担当へ（市ホームページから電子申請可）
※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名、法人などは所在地を加えてご記入ください。

担当 企画政策課 ☎046(252)8044 ☎046(255)3550

災害用井戸を設置

市では災害時に生活用水を確保できるよう災害用井戸を設置しました。
災害用井戸の役割

地震などの災害によって水道や電気などのライフラインに被害があったときでも洗濯やトイレなどの生活用水を確保できる井戸です。実際の被災地でも活躍しており、手動式のポンプで停電の際も使用することができます。

また、災害時以外でもどなたでも利用することができるので、花の水やりや清掃など普段の生活に活用してください。

※この災害用井戸の水は飲めませんのでご注意ください。

設置場所

相模が丘二丁目44番地内



災害時用手押しポンプ

担当 危機管理課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

市森林整備計画の変更（案）の縦覧

市では、森林法に基づき、市森林整備計画の変更（案）を作成しましたので以下の通り公開します。この計画に意見がある場合は、期間中、意見書を提出することができます。

- とき 3月27日（月）まで午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）
- ところ 市役所4階公園緑政課
- 対象 どなたでも
- 手数料 無料

担当 公園緑政課 ☎046(252)7221 ☎046(255)3550

「座間市都市マスタープラン運用方針」作成に伴う説明会

市では市民、事業者、行政による総合的なまちづくりを進めるための指針として「座間市都市マスタープラン」を制定しています。

この度、市内の市街化調整区域である栗原東部地域について、新たに「座間市都市マスタープラン運用方針（地域別構想・地域別都市づくりの方針〈栗原東部地域〉）」の素案を作成しましたので、この素案について広く市民の皆さんに知っていただき、ご意見をいただくために説明会を開催します。

- とき 3月22日（水）午後7時～8時
- ところ 市役所5階5-2・5-3会議室
- 内容 栗原東部地域のまちづくりの方針についての説明、意見聴取
- 参加方法 当日直接会場へ

担当 都市計画課 ☎046(252)8289 ☎046(255)3550

4月2日（日）ザマフレンド号の運行経路変更

4月2日（日）は、相模が丘さくら祭りの開催に伴い、ザマフレンド号（コミュニティバス）①小松原・相模が丘循環右回りコース②小松原・相模が丘循環左回りコースで一部迂回運行となるため、この間、下表の停留所での乗・降車はできません。

バス停	コース	利用できない時間
小松原入口	①	午後2時4分の便
	②	午後1時17分の便 午後2時27分の便
相模が丘	①	午後2時3分の便
	②	午後1時18分の便 午後2時28分の便
小田急住宅入口	①	午後2時2分の便
	②	午後1時19分の便 午後2時29分の便
北地区文化センター前	①	午後2時1分の便
	②	午後1時20分の便 午後2時30分の便
相模台	①	午後2時の便
	②	午後1時21分の便 午後2時31分の便

担当 都市計画課 ☎046(252)7376 ☎046(255)3550

自治会に加入しよう

自治会とは

自治会は、趣味のサークルなどと違い、防災、地域の安全、地域の清掃、ごみ集積所の管理、高齢者への対応など、日常生活の中で起こるさまざまな問題に向き合い、関係機関とともに問題解決に向けて取り組む自主的な団体です。

皆さんの生活する地域を安全・安心で住み良いまちにするために、自治会活動にご参加ください。

自治会に加入するには

- 市内在住の方は、どなたでも加入できます（加入は世帯単位）。
- 在住する地域の自治会・自治会長が分かる場合 直接自治会長へ
- 在住する地域の自治会が分からない場合 電話またはファクスで市自治会総連合会（市自連）事務局 ☎046(252)8751へ

※会費、規約などは自治会によって異なりますので、所属する自治会にご確認ください。

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550



自治会加入促進キャンペーン

市と市自連では、自治会活動の紹介と加入促進を目的に自治会加入促進キャンペーンを実施します。

- とき 3月27日（月）～31日（金）午前9時～午後4時、4月1日（土）午前9時～11時30分
- ところ 市役所1階市民ホール
- 内容 自治会加入の相談と受け付け
- 問い合わせ先 市自治会総連合会事務局 ☎046(252)8751